

第六類 第一號

(二八七)

第六十四回帝國議會 造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案外二件委員會會議錄(速記)第十七回

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
地租ノ免除ニ關スル法律案(安達謙藏君外一名提出)
間接國稅犯則者處分法中改正法律案(安達謙藏君外一名提出)
關稅定率法中改正法律案(政府提出)
昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)

會議

昭和八年三月九日(木曜日)午前十一時十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 金光 庸夫君

理事豐田 收君 理事堀川 美哉君

理事野中 徹也君

木暮武太夫君 堀江正三郎君

兼田 秀雄君 壽原英太郎君

森田 福市君 大山斐瑳磨君

小川郷太郎君 前田房之助君

勝 正憲君 手代木隆吉君

出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 堀切善兵衛君

大藏省主稅局長 中島 鐵平君

朝鮮總督府政務總監 今井田清德君

商工省貿易局長 寺尾 進君

農林省山林局長 木島 駒藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案(政府提出)

昭和七年法律第四號中改正法律案(輸入

稅ノ從量稅率ニ關スル件)(政府提出)

○金光委員長 是ヨリ開會致シマス、委員

ノ御變リニナッタ方モ大分ゴザイマスヤウデ

スカラ、昨日ノ委員會ニ於ケル經過ノ梗概

ヲ御參考ニ申上ゲテ置キマス、昨日午後一

時ニ委員會ヲ開會致シマシテ、中島政府委

員カラ、提案ニナッテ居ル各品目ニ付テノ詳

細ナル提案理由ノ御説明ガアリマシタ、ソ

レニ對シテ委員ヨリ尙ホ參考資料ノ提出方

ノ要求ガアリマシテ、本日新ニ御手許ニ配

付シテアリマス資料ノ御提出ガゴザイマシ

タ、尙ホ玉置君、森田君、高見君、永田君、

野中君、中島君等カラ御質問ガアリマシテ、

ソレニ對シテソレノ政府委員ガ御答辯ニ

ナッタノデアリマスガ、就中木材關稅ニ付

キマシテハ、大分御質問ガゴザイマシタ、

本日モ前回ニ引續キ質問ヲ許スコトニ致シ

マス、併シ質問通告者ハ約八名程ゴザイマ

スガ、其中デ缺席者ガ大分ゴザイマス、ソレ

カラ新ニ提出サレタ資料ヲ見タ上デ質問ヲ

シタイト言ッテ留保シテ居ル方モアリマス、

又大藏大臣ノ御出席ヲ待ッテ質問ヲシタイ

ト言ッテ、留保サレタ方モアリマス、ソレデ

本日ハ質問ハ終了ニ至ラナイカト存ジマ

ス、現狀ニ於テ御質問ノ出來得ラレル方ダ

ケ、御質問ヲ願ヒタイト存ジマス

○前田委員 參考資料ヲ先ニ御願ヒシタ

イ、ソレハ輸入稅表ニ載ッテ居リマス各品

名ノ、曩ニ從量稅三割五分ヲ賦課サレタ當

時ノ物價指數ト、最近ニ於ケル物價指數、

是ハ非常ニ廣汎ナモノデアリマスガ、恐ラ

クハ御手許デ既ニ調査サレタモノガアルノ

デハナカラウカト考ヘマスガ、併シマダ是

カラ調査ナサルト云フコトデアレバ、非常

ニ手數ガ掛リマスカラ、提出ヲ見合セテ貰

テモ宜シイガ、若シ幸ニ御手許ニアルヤウ

ナラバ出シテ戴キタイノデアリマス

○中島政府委員 只今ノ前田サンノ御尋

ハ、御尤ナ御尋ト思ヒマスガ、物價指數ト

御話ニナリマシタノハ、各品毎ニ付テノ指

數デスカ

○前田委員 ソウデス

○中島政府委員 ソレハ非常ニ廣汎ナモノ

ニナリマスガ、大體ノ御説明ヲ私一應致シ

タイト思ヒマス、御承知ノ通り、昨年モ色々

論議サレマシタヤウニ記憶シテ居リマス

ガ、三割五分ヲ賦課シマシタ爲ニ、其程度

ニ直グ當該ノ物價ガ上ルカドウカト云フコ

トハ、其當時モ議論ヲサレマシタ、私共ノ

手許デ大體調べマシタ所デハ、爲替ガ先ヅ

三十二弗ガ二十五弗ニナル、爲替ガ先ヅ第

ニ變リマス、其次ニ輸入價格ガ上ルヤウニ

思ハレル、其次ニ物價ニ影響シテ來ルヤウ

ニ、三段ニ變化スルノデハナイカト思ヒマ

ス、物價ニ對スル影響ハ、思ツタ程上ッテ居

ナイ、毎月ノ平均ハ取ッテ居リマセヌガ、昭

和六年ト昭和七年ノ物價指數ノ比較ハ、全

體ノ物品ハ取ッテ居リマセヌガ、從量稅品

ノ主ナ物ハ百五十四品ガ載ッテ居リマス、其

平均ヲ六年ト七年ト比較致シマス、大體

約二割五分位上ッテ居ル……

○勝委員 ソレハ稅ノ金額デスカ、物價指

數ノ上デデスカ

○中島政府委員 是ハ輸入平均價格デ物價指數デハアリマセヌ

○勝委員 物價指數ノ方ハ分ッテ居リマセヌカ

○中島政府委員 ソレハ分ッテ居リマス、外國品ヲ内地ヘ持ッテ來マシテ、内地品ト色々競争シテ結果トシテ、玆ニ現ハレタ指數ハ分リニクイガ、税關ノ輸入統計ニ依リマシテ、當該輸入物品ノ平均價格ヲ出シマシテ、ソレヲ昭和六年度ト昭和七年度ヲ比較致シマス、百ニ對シテ百二十五ト云フヤウナ割合ニナッテ居リマス、ソレカラ此機會ニ於キマシテ、昨日前田サンカラ御要求ニナリマシタ參考資料デスガ、弗貨邦債ノ内地ニアルフント、米國ニドレ程持ッテ居ルカト云フ御話ノ資料ト、ソレカラ在外資金トシテ米國ニアル弗ハドレ位アルカト云フ資料ノ御要求ガアリマシタガ、理財局ノ方ニ交渉致シマシタガ、ソレハ連モ出來兼ネルト云フノデアリマス、モウ一ツ物價ノ御話ガアリマシタガ、是モ御承知ノ通り一々ノ物品トシテハ、大藏省デ統計ヲ取ッテ居リマセヌデスカラ、チヨット是ハ中々提出致シ兼ネルト思ヒマス、是ダケ申上ゲテ置キマス

○勝委員 只今ノ政府委員ノ御話ノ百五十

何品ノ六年度七年度ノ比較ハ、アレハソレ等ノ品物ノ數量ヲ全部通ジテノ平均ヲ搦合セテ、税抜キデ二割五分上ッタト云フコトデアルケレドモ、税ヲ入レ、バ六割上ッタト云フコトニ諒解シテ宜シウゴザイマス

○中島政府委員 只今ノ私ノ説明ハ、勝サン御承知ノヤウニ、税表ニ一類カラ十七類マデアリマス、其各物品ノ中デ主ナルモノヲ調べマシテ、ソレハ輸入平均價格デスカラ、其後ニ税金ガ掛ル譯デス、税ヲ課スル前ノコトデス

○勝委員 サウスレバ百五十何品ナレバ、大シテ大キナ表デモナイガ、ソレヲ一ツ御出シニナレマセヌカ

○中島政府委員 是ハ中々龐大ナモノデアリマシテ、其表自身ヲ以テヤッタ譯デハアリマセヌガ、算盤デヤッタノガアリマスカラ、一應取調ベテ出スコトニ致シマセウ、御承知ノ通り、三割五分ト云フモノハ、一寸從價三割五分ト云フヤウニ考ヘラレル場合ガアリマスガ、勝サンニハ其誤解ガナイトハ思ッテ居リマスガ、從量税ノ三割五分デスカラシテ、其從量税ガ假リニ一割ニ當リマシタナラバ、其一割ノ三割五分デアルカラ、三分五厘ニシカ當リマセヌカラ、從價税ノ三割五分ト誤解サレテハ大變ナコトニナリ

マスカラ、是ハ申スマデモナイコトデアリマスガ、念ノ爲ニ申上ゲテ置キマス

○勝委員 能ク分リマシタ

○前田委員 實ハ全體ヲ知リタイノデアリマスガ、非常ニ御迷惑カト存ジマス故ニ、主ナ品名ニ付テ御尋ヲ申上ゲマス、砂糖、人絹「バルプ」、綿絲、染料、以上ニ三割五分ヲ賦課シタ當時ノ物價指數ト、現在ノ物價指數、是ガ御分リデアリマセウカ

○中島政府委員 只今ノ御話ハ多分分ラウト思ヒマスカラ、取調ベマシテ御答致シマス

○前田委員 今御答辯ヲ願ヘマセヌカ、質問ニ關聯シテ來ルノデスガ……

○中島政府委員 其物價指數ハ、輸入平均價格ノデスカ

○前田委員 左様デゴザイマス

○中島政府委員 輸入平均價格デセウカ、内地ノ「マーケット・プライス」ノ御話デスカ

○前田委員 輸入平均價格デス、砂糖、人絹「バルプ」、綿絲、染料ノ輸入平均價格デス

○中島政府委員 ソレハ分ルト思ヒマスカラ、後程御答致シマス

○前田委員 ソレデハ分リマシテカラ、質

問致シマス

○金光委員長 他ニ御質問アリマセヌカ

○野中委員 先ヅ昨日ノ材料ヲ求メ、今日モ更ニ材料ヲ求メテ、大藏省政府委員ノ大體ノ御意ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス、此滿洲ト云フモノハ、日本ニ取リマシテ、將來ニ於テ洵ニ重大ナル位置ヲ占ムベキ所デアルト考ヘマスガ、此滿洲ヲ、政府ニ於キマシテハ、外國ト同ジ意味ノヤウニ取扱フスルノデアリマス、ソレトモ亦特別ナル關係デ之ヲ取扱ハントスルノデアリマス、若シ同様な意味ヲ以テ取扱フトスルナラバ、將來吉林方面ノ木材ト云フモノハ、或ハ木材ト同ジヤウナ取扱ヲ受ケルコトニ依テ、相當ノ輸入關稅ヲ支拂ハナケレバ、内地ヘ持ッテ來ラレヌト云フ状態ニナリマスガ、若シ朝鮮ト同様な取扱ヲ受ケルトスルナラバ、又滿洲ノ木材ニ依リマシテ、日本ノ山林業者モ相當ノ脅威ヲ受ケルガラウト思ヒマス、ソレデアルカラ、滿洲ハ此關稅ニ於キマシテハ如何ナル取扱ヲ致シマスルカ、大體ニ於テ政府委員ノ御意ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

○中島政府委員 只今ノ御話ハ昨日モ一寸申上ゲタト思ヒマスガ、滿洲ノ關稅ヲ如何ニスルカト云フコトバ、是ハ非常ナ大キナ

問題デアリマシテ、別ニ慎重ニ考慮ヲ要スル問題ダウト思ヒマス、承リマスル所デハ、關係所管省デモ、只今慎重ニ何カ研究致シテ居ラレルコトデアリマスカラ、此關稅ノ改正案ニ付キマシテハ別問題ト致シマシテ、兎ニモ角ニモ昨日申上ゲマシタ趣意ニ於キマシテ、改正案ヲ提案致シタ次第デアリマス、滿洲カラ來マスル物ハ、材木バカリデアリマセズ、隨分大キナ物ガアリマスガ、是ハ別ニ研究ヲ要スベキモノデアラウト思ヒマス

○野中委員 研究スルコトハ結構デアリマスガ、餘リ遅レマスト、内地ノ財界ニ相當ノ影響ガアルト思ヒマス、御研究ハ御研究デ、洵ニ結構ナコトデアリマスカラ、研究スルナト云フコトハ申シマセヌガ、尠クトモ最早滿洲ノ獨立ヲ承認シタ今日ニ於テハ、相當政府トシテ之ニ對スル態度ガ決マツテ居ラナケレバナライカト考ヘテ居リマスガ、御考究中ト云フ、所謂言譯ヲ以テ、將來十年、二十年先マデモ御考究中デアルナラバ、是ハ洵ニ由々シキ大事デアルト思ヒマス、故ニ此場合ニ於テ、ドウ考ヘテ居ルカト云フ意思ダケハ一ツ御發表ヲ願ヒタイト思ヒマス

○中島政府委員 私ハ滿洲ノ關稅問題ハ、

滿洲國ソレ自身ノ關稅ガドウ云フ風ニナルカト云フコトガ、先決問題トシテ決マラナケレバナラスト思ヒマス、然ルニ滿洲自體ハ、今日ハ御承知ノ通り、支那ノ今マデノ關稅ヲ踏襲シテ居ルニ過ギナイノデアリマス、實ハ根本ガマダ決マツテ居ナイデハナイカ、サウ云フ風ニ考ヘテ居リマス、而シテソレガ決マツタ後ニ、日本トノ關係ガ生ズルノデハナイカ、滿洲自體ノ關稅ガ、滿洲國トシテマダ御決マリニナツテ居ナイ、ソコ等ノ所モヤハリ一緒ニ慎重ニ考慮ヲ要スル問題デハナイカト思ヒマス

○野中委員 ソレハ其通りデアリマセウケレドモ、併シソレデハモウ一遍伺ヒマスガ、然ラバ關稅問題ニ對シマシテ、滿洲國ト協議ヲ爲スツタコトガアリマスカドウデスカ、此點ヲ御伺致シマス

○中島政府委員 私カラ御答スルノハ如何カト思ヒマスガ、滿洲國ト直接ニ正式ニ交渉シタコトハナイト思ツテ居リマス

○野中委員 非公式ニハドウデアリマセウカ、例ヘバ商工省ニ於キマシテハ、所謂特許權ノ問題デ、滿洲國ト非公式ニ交渉ヲ致シマシテ、所謂特許權ハ滿洲ニ於テモ日本ノモノヲ認メルト云フヤウナ意味合ニ進ンデ居ルヤウニ聞イテ居ルノデアリマス、ソ

レデアリマスカラ、既ニ特許局竝ニ政府ノ一部分デアル商工省ニ於キマシテモ、既ニ此方面ノ協定ニ著手シテ居ルト云フ、此事實カラ見ルナラバ、大藏省ニ於キマシテモ、著手シテモ遅クナイデハナカラウカ、否著手スベキモノデハナイカト考ヘマスガ、今ハシテ居ラナイヤウナ模様デゴザイマスガ、斯ウ云フ風ナ問題ハ、既ニ滿洲國承認ガ昨年ノ九月十八日ニ、日本ニ於キマシテハ濟ンデ居ルノデアリマスカラ、滿洲國ハ所謂獨立ノ國家デアル、サウ云フ獨立ノ國家ニ對シマシテハ、關稅協定ト云フコトハ當然ナスベキ問題デアラウト考ヘテ居リマス、若シ此問題ニ對シマシテ、大藏省ガ何等ノ協定の準備行爲ガナイトスルナラバ、大藏省ノ役人ハ或ル意味ニ於テハ無能デアルト云フ議ヲ受ケルコトモ免レナイト思ヒマス、若シ協定ヲ爲サル意思デアルナラバ、ドウ云フ風ナ程度マデ進ンデ居ルカ、此點ダケハ承ツテ置カナケレバ、吾々ハマダ臨時議會ガアルトハ、豫想スルコトガ出來マセヌカラ、若シサウ云フ風ナコトデアリマスルナラバ、一箇年間ハ此問題ニ對スル所謂國民的意思ヲ何等決定スルコトガ出來ナイヤウニナリマセウ、故ニ私共ハ此場合ニ於テ、尠クモ國民ト共ニ、是ガドウ云フ風ナ

コトデアルカト云フコトニ對シテハ、非常ナル關心ヲ有ツテ居ルノデアリマスカラ、此點ニ於テ大藏省ガ内部デ協定ヲ爲シタリヤ否ヤ、或ハ直ニ爲ス意思アリヤ否ヤ、此點ヲ御伺シテ置キタイ

○中島政府委員 色々御説ヲ承リマシタガ、大藏省トシテ或ハ無能デアルカモ分リマセヌガ、滿洲ノ關稅問題ハ、大藏省バカリデハ中々決定ハ出來ナイモノデアラウト思ヒマス、併シ私共ハ決シテ閉却シテ居ル譯デハナイノデアリマス、一昨年カラ滿洲問題ガ起リマシテ以來、特ニ滿洲ニ對シマシテハ、役所カラモ事務官ナリ、技術官ヲ派遣致シマシテ、相當研究ヲ遂ゲテ居ルノデアリマス、ソレ等ノ者カラ、滿洲ニハ御承知ノ商工會議所ガ諸所方々ニアリマスガ、ソレ等ノ意見モ徴シテ居ルノデアリマス、ソレカラ又近クハ滿洲國ガ向フノ意見ヲ具シテ、外務省ヲ通ジテ言ッテ來テ居ラレルコトモ承知致シテ居リマス、併ナガラ是モヤハリ一ツノ意見デアリマシテ、今中々其意見ヲ纏メマシテ、茲ニ提案スルト云フ運ビニ至ラナイ、御承知ノ通り國際關係モアリマスルシ、只今關稅ノ制度トシテアル關東州ノ特惠關稅スラモ、アレダケノコトニ非常ナ年月ト、非常ナ研究ノ結果、辛ウジテ

出來タノデアリマス、今日ハ時勢モ違ヒマスカラシテ、是ハ特殊ノ立場カラ研究ガ出來ルカモ知レマセヌガ、中々容易ナコトデハナイト思ヒマス

○野中委員 今、中島政府委員ノ御言葉ニ依リマスルト、幾分準備行為ガアッタラシクゴザイマスカラ、其點ハ無能デアルト云フヤウナコトハ先ヅナイデアラウ、隨テ大藏省ノ役人ハ有能デアルト見テ差支ナイト思ヒマス、併シ一方ニ於テ、商工省ノ特許局ニ於キマシテハ、日本ノ特許法ノ問題ニ對スル準備行為的ニ、幾分デモ打合ヲヤツテ居ルト云フ御話デゴザイマスガ、勿論是ハ外務省ヲ通ジテノ場合デゴザイマセウガ、サウ云フ風ナコトデアリマスカラ、詰リ政府ノ一省ガ、ソレニ對スル準備行動ニ著手シテ居ルナラバ、同ジ他ノ省ト致シマシテモ、當然爲スベキコトデアラウト思フ、併シ協定ノ準備ノ研究ハ致シテ居ルラシイデスガ、研究ダケデハ私共ハイカヌ、今日ニ於キマシテハ、日本ノ態度ヲ決定スル時デハナイカ、既ニ國際聯盟ニ對シテ脱退ト云フコトガ決ツテ居ルノデアアル、決ツテ居ル以上ハ、滿洲ニ於ケル總テノ點ニ關シテ、詰リ國際聯盟ト云フモノヲ、或ル意味ニ於キマシテハ無視シテモ差支ナイ狀態デハナカラ

ラウカ、即チ滿洲國ニ關スル特惠關稅ハ、此場合ニ於キマシテ、認メナイ國ニ於キマシテハ、殆下是レト同樣ナ意味デ以テ、コチラカラ認メナクテモ差支ナイコトデアラウト思フ、勿論滿洲國自體ノコトデアリマスカラ、日本ハ是ニ對スル餘計ナ口添ヘハ出來ナイカモ知レマセヌ、獨立ノ國家デ、宗主權ヲ持ツテ居ルカラ當然ノ事デアリマスガ、併シ大體ノコトハ、ソレハ表面的ノ事デアツテ、大體日本人ト協定シテ、日本ノ指示ニ從ツテヤツテ居ルノガ實際ノ現狀デアリマス、故ニ滿洲ニ對スル關稅ノ如キモ、勿論是ハ日本政府ハ相當ノ決意、或ハ意思ヲ以テ行ツタナラバ、或ハヨリ早く、今迄ノ中ニ於テモ決ツテ居ルベキ事柄デハナカラウカト考ヘルノデアリマス、勿論是ハ大藏省ダケノ意見デ、又大藏省ダケノ事柄ヲ以テ滿洲ニ對スル事柄ヲ決定スルコトハ出來マセヌ、是ハ日本全體ノ國策デアリマスカラ、其點ハ諒承シテ居ル、諒承シテ居リマスガ、日本全國ト致シテ行動スル場合ニ於テハ、公式デアリマス、併ナガラ少クトモ私的ニハ、大藏省ノ役人ノ古イ人ガ相當滿洲國ノ財務課ニモ居リマスルシ、或ハ其他大藏省關係ノ方々モ相當這入ツテ居ルヤウデアリマスカラ、サウ云フ方々ト、一日モ

早く滿洲ニ對スル色々ノ條件ヲ決定スルト云フコトガ、今日ノ急務デハナカラウカト思フノデアリマス、故ニ此滿洲ヲ外國トシテ取扱フカ、又更ニ外國トシテ取扱ハズシテ、或ハ朝鮮ト同様ノ意味ニ於テ、幾分カ其間ニ弛ミヲ付ケルカト云フヤウナコトハモウ既ニ政府トシテ意思ヲ決メテ、サウシテ進ンデ行クベキモノデハナイカト私共ハ考ヘルノデアリマス、今ノ御説明ニ依レバ、ドウモマダ政府ノ方トシテ確タル意思ガ決ツテ居ナイヤウデ、洵ニ遺憾デゴザイマス、遺憾デゴザイマスガ、是ハマダヤツテ居ナイノデアリマスカラ、其ヤツテ居ラヌト云フコトヲ、ヤレト云フ希望ノ意見ヲ述ベル外ニハ、ヤツタ事實ニ對スル考察モ出來ナイノデアリマスカラ、將來ニ於テ一日モ早く日本ノ態度ヲ決定シテ、滿洲國ハ臨ムベシト云フ希望條件ヲ付ケマシテ、此點ノ質問ハ打切ツテ置キマス、ソレカラ木材ノコトデアリマスガ、是ハ農林省ノ方ニ御伺ヒシタイト思ツテ居リマスガ、現在ノ深川市場ニ於キマスル所ノ松材ノ販賣價格ハ幾ラ位デアリマセウカ、日本内地ニ於ケル、例ヘバ北海道ノ如キ山ニ於キマスル原價ハドレ位ノモノデアリマセウカ、其日本内地ニ於ケル、生産費ガ分ラナケレバ、隨テ此關稅ノ

每立方「メートル」當リ二圓ト云フコトガ安當デアルカドウカト云フコトノ基礎ガ決ツテ參リマセヌ、故ニ此點ヲ農林省ノ方ニ御伺ヒシタイト思ヒマスガ、御調べニナツタモノガアッタラ伺ヒタイノデアリマス

○木島政府委員 松材ト云フノハ……

○野中委員 松材ト云フノモ澤山アリマセウカラ、名前ヲ申シマシテモ、所謂内地ノ赤松トカ、黒松トカ、或ハ蝦夷松トカ色々アリマスシ、松ニ依テノ單價モ違ヒマセウカラ、其松ノ種類ト、ソレカラ單價ハ大體ドレ位デアルカヲ伺ヒタイ、蝦夷松ハ主ニ朝鮮ノ落葉松ト同ジヤウニ取扱ハレルモノデアラウト思ヒマスガ、ソレ等ノ松ノ種類ト單價ヲ、共ニ幾分デモ御分リナラバ伺ヒタイト思ヒマス

○木島政府委員 是ハ南洋カラノ關係ト致シマシテ「ラワン」材ト關係スルノデアツテ、蝦夷松トハ關係ガナイノデアリマスガ……

○野中委員 勿論「ラワン」材ノ關係ノ松ハ蝦夷松ダケデナイデアリマセウ、併シ「ラワン」材關係デナクテモ、是ハ一體載ツテ居ルノハ唯、丸太及割材ト云フ風ニナツテ居リマスカラ、是ハ「ラワン」材トノ關係バカリデハナイト思ツテ居リマス、隨テ此單價ヲ決

メルノニ、日本ノ松トカ、杉トカ、サウ云
フヤウナ少クトモ丸太物ニナリ得ル物ノ價
格ガ分ラナケレバナラスト思ッテ居リマス

○木島政府委員 調ベタモノガアリマスカ
ラ、取寄セテ差上ゲマセウ

○野中委員 マダ色々御伺致シタイト思ヒ
マスガ、要ハ大藏省ノ根本政策カラ出發ス
ルモノデアリマスカラ、私ハ昨日申上ゲ
マシタ通り、大藏大臣ニ對シテ關稅政策ノ
根本ヲ御伺致シマシテ、ソレカラ後ニ此具
體的問題ニ對スルコトヲ決定シタイト思ヒ
マスカラ、取敢ヘズ此程度ヲ以テ打切ッ
テ置キマス

○金光委員長 外ニ資料提出ノ御要求トカ
質問等ハアリマセヌカ

○前田委員 此從價稅ノ主ナルモノニ付
テ、三割五分從價稅ヲ賦課セラレタ當時ノ
輸入價格デモ宜イノデスガ、分ッテ居レバ内
地ノ物價指數ノ方ガ宜イト思ヒマスガ、ド
チラデモ宜シウゴザイマス、餘リ大差ナイ
ト思ヒマス、品目ハ九十二ノ海綿、百三十
一ノ人參、百五十一ノ「ブROOM」二百三
十五ノ燐寸、二百二十七ノ「ガーゼ」脱脂
綿、繻帶類、二百九十九ノ「ブラッシュ」
三百五ノ「絹製又ハ絹入」モノ、三百
十九ノ「防水布」、三百二十四ノ「三ノ亞麻

綿製」モノ、三百四十四ノ「レーンコー
ト」三百四十六ノ「乙」、三百四十八ノ「三、

三百六十八煙草用紙、三百七十一唐紙、四
百三十三「セメント」製品ノ一、四百八十
四ノ二、五百二十四ノ二、是ノ輸入價格ト内
地ノ物價指數ガ分ッテ居レバ結構デスガ、兩
方ノ比較對照ヲ舉ゲテ貰ヒタイノデス、ソ
レカラ前ニ申上ゲマシタ砂糖、人絹、「パル
プ」、綿絲、染料、是モ分ッテ居レバ、内地ノ
物價指數ト兩方出シテ貰ヒタイ、ソレカラ
勝君ノ御請求ニナリマシタ百何十デスカ、
アレモ若シ分ッテ居レバ内地ノ物價指數モ
併行シテ出シテ貰ヒタイ

○中島政府委員 出來ルダケ差上ゲルコト
ニ致シマス

○前田委員 一寸申上ゲマスガ、實ハ私共
ノ質問ノ根據ガ、今申上ゲタ輸入價格、内
地物價指數、之ヲ基準トシテ民政黨ノ論據
ヲ進メタイト思ッテ居リマスガ故ニ、ドウゾ
一ツ出來レバ成ベク速ニ御出シヲ願ヒタイ
ト思ヒマス

○中島政府委員 承知致シマシタ

○金光委員長 次會ハ明日ノ午後一時カラ
開會スルコトニナルガラウト存ジマスガ、
其開會前ニ參考資料ガ出來マシタラバ、各
委員ニ直接成ベク早ク御配付致シタイト思

ヒマスカラ、委員長ノ手許マデ御届ケ戴ケ
マスカ

○中島政府委員 出來マスダケ……

○金光委員長 今日ノ質問ハ此程度ニ止メ
マシテ、次會ニ於テ質問ヲ繼續スルコトニ
致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御通知致シマ
ス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十一時四十二分散會

昭和八年三月九日印刷

昭和八年三月十日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所